

## 鑑定人及び調停委員候補者選任スキーム

1 推薦依頼については、基本的には、

1)地方・高等・簡易裁判所から、建築関係訴訟委員会事務局(最高裁民事局)への推薦依頼

2)建築関係訴訟委員会事務局(最高裁民事局)から、社団法人日本建築学会(司法支援建築会議)等への推薦依頼

上記の経路をたどり、推薦は、この逆の経路をたどることとする。

2 問題のある事案(日本建築学会以外の学会等関係団体に推薦依頼をすることがふさわしいと思われるような事案も含む)については、分科会で審議(緊急を要する場合は、持ち回りによる書面での審議による。)することとする。

3 鑑定人及び調停委員候補者の選任に関する留意事項は、司法支援建築会議内において推薦ルールに関する議論が深められた上で、その結果を参考にしつつ、分科会において引き続き審議することとする。